

## 「中間貯蔵に係る廃棄物処理の特例」の概要

### 1. 改正の背景について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及びその下位法令において、廃棄物の収集運搬や保管を行うに際し、処理基準の遵守や業許可取得など、廃棄物の適正な処理を担保するための諸規定を整備している。

今般、中間貯蔵施設の整備に伴い、当該施設において保管する廃棄物の円滑かつ適正な保管や処理に資するため、当該施設への廃棄物の収集運搬及び当該施設における廃棄物の保管等にあたって必要となる特例を定めることとした。

### 2. 改正概要について

（1）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者として、それぞれ以下の者を定めることとする。

イ 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵施設において保管する一般廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。）

ロ 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵施設において保管する一般廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。）

国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵施設において保管する産業廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。）

国の委託を受けて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中間貯蔵施設において保管する特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。）

委託に際して、上記 イ、及び の者が廃棄物の適正処理を行い得る者であることを国において確認する。

また、同様に、ロの者についても、適正に一般廃棄物の収集又は運搬を行い得る者であることを担保するための基準を設ける。

(2) 産業廃棄物管理票の交付を要しない場合として、以下の場合を定めることとする。

- ・ 中間貯蔵施設において保管する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は中間貯蔵施設において処分する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分を委託する場合  
減容化を目的とした焼却等の中間処理を指す。

(3) 中間貯蔵施設において保管する廃棄物について、処理基準上、収集又は運搬に係る積替えを伴わない保管の禁止に係る規定の適用を除外することとする。

### 3. 特例の適用期間について

今回の特例措置については、今般の中間貯蔵施設において保管することとなった廃棄物を保管するためのやむを得ない期間のみに限定して適用することから、当分の間の適用とする。